

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	始良市 国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

始良市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

個人番号の記載された資格取得・喪失等関係届出書、免除申請書等は紛失、関係者以外に漏れないように特定の書庫に保管する。また、日本年金機構への異動報告・進達書類の送付の際は、紛失・誤送付を避けるため配達記録が確認できる方法により送達を行う。

評価実施機関名

始良市長

公表日

令和7年8月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	国民年金法第3条第3項に基づき行う、国民年金第1号及び任意加入被保険者並びに受給権者に係る法定受託事務と国(日本年金機構)との協力連携事務を行う。 1. 法定受託事務 ①第1号被保険者(任意加入及び高齢任意加入含む)に係る資格取得、種別変更、資格喪失、死亡等の届出の受理及び住所変更・資格記録・生年月日・性別訂正等の届出の受理及び報告 ②国民年金手帳の再交付申請の受理 ③付加保険料の納付の申出の受理及び納付しないことの申出の受理 ④保険料納付の法定免除の該当届出及び不該当届出の受理 ⑤保険料全額または一部免除の申請及び取消の届出の受理、審査及び送付 ⑥若年者納付猶予の届出及び取消の届出の受理、審査及び送付 ⑦学生等の保険料納付の特例に係る申請及び不該当届の申請並びに取消の申請の受理、審査及び送付 ⑧老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、未支給年金、死亡一時金及び老齢福祉年金等に係る裁定請求書、申請書及び届出の受理・審査・通知 2. 協力連携事務 ①資格取得時等の納付督促(口座振替、クレジットカード納付及び前納促進並びに納付督促) ②年金制度周知等に関する広報並びに相談(年金制度周知等に関する広報誌への掲載並びに来訪、電話、文書による相談) ③障害者手帳交付者への障害年金請求手続きの周知及び案内 ④日本年金機構との合意により行われる各種情報提供(所得情報並びに住民記録等の情報提供。法定受託事務以外の申請書及び届書等の回送)
③システムの名称	Acrocity国民年金、Acrocity行政基本、Acrocity個人住民税、中間サーバー、MICJET番号連携システム

2. 特定個人情報ファイル名

国民年金ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項(利用範囲)及び別表の46の項
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民生活部 健康保険課
②所属長の役職名	健康保険課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市民生活部 健康保険課 住所: 〒899-5492 始良市宮島町25番地 電話番号: 0995-66-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活部 健康保険課 住所: 〒899-5492 始良市宮島町25番地 電話番号: 0995-66-3111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 [1万人以上10万人未満]
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満 [500人未満]
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし [発生なし]

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン(デジタル庁)」の留意事項等を遵守し事務を行っている。
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、静脈認証と職員番号の入力によって限定しており、年度ごとに業務上必要な職員にアクセス権限を付与をすることで、適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、不正なアクセスがないことを定期的に確認している。これらの対策を実施していることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長 松林 洋一	保険年金課長 竹下 弘子	事後	平成29年4月1日付け人事異動による
平成30年5月21日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保険年金課長 竹下 弘子	保険年金課長	事後	様式の変更による
令和4年6月16日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	2021/4/1	令和4年4月1日	事後	
令和6年7月12日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉部 保険年金課	市民生活部 健康保険課	事後	組織改編に伴うもの
令和6年7月12日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保険年金課長	健康保険課長	事後	組織改編に伴うもの
令和6年7月12日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	保健福祉部 保険年金課 住所：〒899－5492 始良市宮島町25番地 電話：0995－66－3111	市民生活部 健康保険課 住所：〒899－5492 始良市宮島町25番地 電話：0995－66－3111	事後	組織改編に伴うもの
令和6年7月12日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	保健福祉部 保険年金課 住所：〒899－5492 始良市宮島町25番地 電話：0995－66－3111	市民生活部 健康保険課 住所：〒899－5492 始良市宮島町25番地 電話：0995－66－3111	事後	組織改編に伴うもの
令和6年7月12日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第9条第1項（利用範囲）及び別表第一の31の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第9条第1項（利用範囲）及び別表の46の項	事後	番号利用法改正に伴う変更
令和7年8月29日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	－	新規項目追加	事後	様式変更による
令和7年8月29日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えらる対策	－	新規項目追加	事後	様式変更による